

令和8年 第6回大崎町農業委員会定例総会議事録

議事日時

日 時 令和8年6月22日(月) 午前9時

場 所 庁舎第2別館 2階会議室(旧共催組合)

出席者 【農業委員】

1番 ○○委員、2番 ○○委員、3番 ○○委員、4番 ○○委員

5番 ○○委員、6番 ○○委員、7番 ○○委員、9番 ○○委員

10番 ○○委員、11番 ○○委員

【最適化推進委員】

1番 ○○委員、4番 ○○委員、6番 ○○委員、7番 ○○委員

8番 ○○委員、9番 ○○委員、10番 ○○委員、11番 ○○委員

12番 ○○委員

計19名

事務局 ○○○○、○○○○、○○○○、○○○○

開 会 会長あいさつ及び経過報告

5/28(木) 町認定農業者協議会総会

6/2(火) (台風接近のため不参加)

~3(水) 令和8年度全国農業委員会会長大会(東京都)

6/3(水) (台風接近のため中止 職務代理者不参加) 曾於地域農業改良普及推進協議会総会、曾於地域農政推進会議総会、曾於地域畑地かんがい営農推進本部総会(曾於市)

6/5(金) 6月常設審議委員会、第110回通常総会、第1回臨時理事会(鹿児島市)

開 議 第1. 会議録署名委員の指名(10番 ○○○○委員、2番 ○○○○委員)

第2. 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3. 議案第29号 地域農業経営基盤強化促進計画(変更案)に対する意見聴取について

第4. 議案第30号 農業振興地域整備計画変更認可申請に係る意見について

第5. 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について

第6. 議案第32号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について
その他

開 議

事務局長 本日は、○○委員、○○委員、○○委員が欠席という事で連絡を受けております。ただいまから令和8年第6回大崎町農業委員会定例総会を開会いたします。それでは、会長からあいさつと経過報告を申し上げます。

会 長 おはようございます。委員の皆様、ご多忙中にもかかわらず、6月定例総会ご出席頂き、誠にありがとうございます。さて、外に目を向けますとさつま芋や稲が力強く育ち、この雨を恵と思いながらも、これからの病虫害対策や台風などの備えな

ど、非常に大切な時期に入って参ります。梅雨が終わりますといよいよ本格的な夏の季節になります。くれぐれもご自身の体調管理を最優先にして頂きながら、引き続き農業委員としての活動もよろしくお願いします。それでは、経過報告を致します。5月28日 大崎町認定農業者協議会総会、6月2～3日 令和8年度全国農業委員会会長大会（東京都）台風接近の為不参加と致しました。6月3日 曾於地域農業改良普及推進協議会総会、曾於地域農政推進会議総会、曾於地域畑地かんがい営農推本部総会（曾於市）職務代理に出席をお願いしたところですが、台風接近の為、中止となり書面議決となりました。6月5日 6月常設審議委員会、第110回通常総会、第1回臨時理事会（鹿児島市）以上の会に出席して参りました。それでは、会議に入ります。まず、会議録署名委員の指名を行います。10番〇〇〇〇委員、2番〇〇〇〇委員をお願い致します。本日は、議案第28号から議案第32号までを議題と致します。開けて頂きまして、1ページ、総会審議内訳表でございます。許可区分・申請件数のみ読み上げます。3条6件、地域計画3件、農振1件、5条2件、農地バンク法による農地中間管理権の設定59件、農地バンク法による所有権の移転1件、合計72件でございます。2ページ、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。3ページ、審議番号1番の調査報告を〇〇委員お願い致します。

〇〇委員 第3条申請、審議番号1番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんで認定農業者です。主な経営作物は、甘藷です。申請地は、菱田字山ノ上〇〇〇〇 畑 1筆 3,929㎡です。申請理由は、渡し人の要望により、受け人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容についてご報告いたします。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、妻、臨時雇用3人の5名です。農作業技術力は、農作業歴15年とあります。機械保有はトラクター8台、コンバイン1台、トラック1台、軽トラック2台と十分です。通作距離は、自宅から1.5km、車で5分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響ありません。水利作業等への参加については、協力しますとのことでした。以上のことから農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議方よろしくお願い致します。

議 長 審議番号1番について、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。審議番号1番について許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 （挙手）
議 長 挙手多数。よって審議番号1番につきましては、許可といたします。審議番号2番につきましては、〇〇委員の案件でありますので、〇〇委員の退室をお願い致します。審議番号2番の調査報告を〇〇委員お願い致します。

〇〇委員 第3条申請、審議番号2番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇市の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんで認定農業者です。主な経営作物はごぼうです。申請地は、野方字上ノ迫〇〇 畑 1筆 4,914㎡です。申請理由は、譲渡人の農業廃止・非農家により、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容について報告します。1号全

部効率利用要件です。農作業従事者は本人、父、弟の3名です。農作業技術力は農作業歴18年、農作業技術修学歴4年とあります。機械保有は、トラクター10台、耕運機2台、田植機2台、コンバイン1台、トラック6台と十分です。通作距離は、自宅から6km、車で15分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号2番について、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。それでは審議番号2番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって審議番号2番につきましては、許可といたします。審議番号3番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号3番について調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇集落の〇〇〇〇〇〇さんで、認定農業者ではありません。主な経営作物は、牧草で牛34頭を飼育しています。申請地は、野方字前段〇〇〇〇 畑 1筆 4,850㎡です。申請理由は、譲渡人の要望により、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容について報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、父、母の3名です。農作業技術力は、農作業歴8年とあります。機械保有は、トラクター3台、軽トラック1台、ショベル1台です。通作距離は、自宅から0.2km、徒歩で3分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますということでした。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号3番について、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。それでは審議番号3番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって審議番号3番につきましては、許可といたします。審議番号4番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号4番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇市の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇集落の〇〇〇〇〇〇さんで、認定農業者ではありませんが、認定農業者の夫、〇〇〇〇さんと茶を栽培しています。申請地は、菱田字境添〇〇〇〇 畑 外1筆 596㎡です。申請理由は、親族間の贈与です。主な経営作物は茶ですが、今回受贈する畑は露地野菜でトマトなど夏野菜を栽培する予定です。次に調査内容についてご報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、夫の2名です。農作業技術力は、農作業歴16年とあります。機械保有は、トラクター2台、軽トラック2台、摘採

機3台、管理機2台です。通作距離は、自宅から11km、車で3分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。以上のことから農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 審議番号4番について、何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。審議番号4番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって審議番号4番につきましては、許可といたします。4ページ、審議番号5番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号5番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇町の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇町の〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇さんで、農地所有適格法人で認定農業者です。主な経営作物は牧草で牛1,920頭です。申請地は、永吉字大堀段〇〇〇〇 畑 外2筆10,061㎡です。申請理由は、譲渡人の労力不足により、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容についてご報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は役員3人、妻、子2人、常時雇用4人の計10名です。農作業技術力は、農作業歴20年とあります。機械保有は、トラクター4台、トラック3台、軽トラック5台と十分です。通作距離は、自宅から0.8km、車で5分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。法3条第3項、農地所有適格法人以外の法人の場合ですが、譲受人は農地所有適格法人なので該当しません。以上のことから農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 審議番号5番について、何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。審議番号5番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって審議番号5番につきましては、許可といたします。審議番号6番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号6番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇市の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇市の〇〇〇〇〇〇〇〇さんで、認定農業者ではありません。〇〇さん自身の所有地はありませんが、養鶏場を家族経営しています。主な経営作物は、大根、鶏72,000羽です。申請地は、野方字青木〇〇〇〇 畑 1筆 3,470㎡です。申請理由は、譲渡人の要望により、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容についてご報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、夫、父、母の4名です。農作業技術力は、農作業歴6年とあります。機械保有は、トラクター1台、耕運機1台、田植

機1台、コンバイン1台、軽トラック1台と十分です。通作距離は、自宅から3.5km、車で6分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。以上のことから農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号6番について、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。審議番号6番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって審議番号6番につきましては、許可といたします。5ページ、議案第29号「地域農業経営基盤強化促進計画(変更案)に対する意見聴取について」を議題といたします。6ページ、審議番号1番、7ページ、議案第30号「農業振興地域整備計画変更認可申請に係る意見について」の審議番号458番につきましては、同一案件のため一括して審議いたします。調査報告を〇〇委員お願いいたします。

〇〇委員 地域計画変更 審議番号1番、農振除外 審議番号458番について調査結果を報告します。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇さんです。譲渡人は、〇〇都の〇〇〇〇さんです。申請地は、大崎町菱田字諏訪下〇〇〇〇 畑1筆 1,408㎡のうち955㎡で、場所は現地調査資料の1の1から4をご覧ください。申請目的は、資材置場、駐車場です。それでは許可判定に基づいて説明いたします。農振除外後の農地区分は、第1種農地の既存施設の拡張と判断いたしました。続いて一般基準です。雨水は自然流下ですが、申請地を盛土するとき中央を僅かに高くするという事です。土砂の流出防止対策として、申請地の北と南側にブロックを積みます。日照、通風ですが、申請地の北側に畑がありますが、畑との隣接面は駐車場にするため特に問題はありません。隣接地の所有者への説明は、北側の畑の所有者とブロックの高さ等も含め調整するとの事でした。通路は、道路に面しているため問題ありません。資力は、転用申請時に確認します。信用は問題ありません。以上のことから、特段の問題は無いと判断し、調査員一同許可相当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 議案第29号 審議番号1番、議案第30号 審議番号458番について、何かご質問はありませんか。

委 員 なし。
議 長 なしということであります。それでは議案第29号 審議番号1番、議案第30号 審議番号458番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって議案第29号 審議番号1番、議案第30号 審議番号458番につきましては、許可といたします。6ページにお戻りください。地域農業経営基盤強化促進計画(変更案)に対する意見聴取について、菱田地区 審議番号2番、中沖原地区 審議番号3番について、事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 審議番号2番と審議番号3番につきましては、関連がありますので併せて説明させていただきます。その前に別紙資料4をお願いします。この資料4につきまして

は、菱田地区の地域計画でございます。皆様方には、以前地域計画を作るときに審議していただいたと思いますが、このような形になっております。一番後ろに黒塗りの表がありますが、今回はこの表に追加してほしいということで本人の申し出がありましたので、町から変更したいという事で意見の聴取があったという事でございます。それでは6ページの資料にお戻りください。審議番号2番 菱田地区につきましては、〇〇〇〇 〇〇〇〇元々は〇〇の〇〇さんという方が個人でされてたところを今回会社にされたという事で、計画の現況のところが会社では0だったことから変更後は2.3ha 入れていただきたいという事でございます。それと併せて10年後の目標についても同様に2.3ha 入れていただきたいという事であります。理由につきましては、新規参入。協議の場につきましては、大崎町のホームページでパブリックコメントという形で開催しておりますが、特に意見はありませんでした。次に審議番号3番 中沖原地区につきましては、〇〇〇〇さんでこの方につきましては、現在お父さんが作られている土地を10年後の目標に0.43ha を入れていただきたいという事でございます。理由と協議の場につきましては、先程と同様でございます。それから〇〇〇〇 〇〇〇〇につきましては、現況が0.1ha、10年後の目標についても0.1ha 入れていただきたいという事でございます。理由と協議の場につきましては、先程と同様でございます。これで説明を終わります。委員の皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の案件につきまして、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。それでは只今の案件につきまして、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって只今の案件につきましては、許可といたします。9ページ、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。10ページ、審議番号1番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第5条申請、審議番号1番について、調査結果を報告いたします。受け人は、〇〇地区の〇〇〇〇〇さんです。渡し人は、〇〇〇〇さんです。申請地は、大崎町永吉字大藪〇〇〇〇 畑 1筆 1,013 m²で、場所は現地調査資料の2の1から2をご覧ください。申請目的は、車両置場です。それでは許可判定に基づいて説明いたします。農地区分は、第2種農地のその他の農地と判断いたしました。続いて一般基準です。生活排水はありません。雨水は、側溝放流と自然流下です。土砂の流出防止対策としては、土留め工事をするということでした。日照、通風ですが、周辺に農地はありません。隣接地の所有者への説明は、後で聞いたんですが隣地の住宅には説明済みとの事でした。通路も道路に面しているため、問題ありません。資力は、資金照明等で確認済みです。信用も問題ありません。以上のことから特段の問題はないと判断し、調査員一同許可相当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号1番につきまして、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。それでは、審議番号1番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議長 挙手多数。よって、審議番号1番については許可と致します。審議番号2番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第5条申請、審議番号2番について、調査結果を報告いたします。譲受人は、〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇さんです。譲渡人は、〇〇〇〇さん他2名です。申請地は、大崎町井俣字十二輪〇〇〇〇 畑 他2筆 6,558 m²で、場所は現地調査資料の3の1から2をご覧ください。申請目的は、蓄電池の施設です。それでは許可判定に基づいて説明いたします。農地区分は、周りが山林に囲まれており、第2種農地のその他の農地と判断いたしました。続いて一般基準です。雨水は、側溝放流とあります。土砂の流出防止対策として、土手の法面を作るという事でした。日照、通風については、問題ありません。5m前後の緩衝地を設けるという事で芝を植えるという事でした。隣接地の所有者への説明については、説明済みという事でありました。通路も道路に面しているため、問題ありません。資力は、資金照明等で確認済みです。信用も問題ありません。以上のことから特段の問題はないと判断し、調査員一同許可相当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 審議番号2番について、何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。それでは、審議番号2番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって、審議番号2番につきましては許可と致します。11ページ、議案第32号「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について」を議題と致します。12ページ、農用地利用集積等促進計画(案)総括表でございます。事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 議案第32号「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について」、12ページ、農地中間管理権の総括表です。始期が令和8年9月1日、期間は5年と10年です。中間管理権の設定面積は、田が28,684 m²、畑が186,572 m²、計215,256 m²でございます。設定する者が59名、耕作する者33名でございます。13ページから18ページが内訳です。資料3で法人関係の資料を添付しておりますので、ご参考にしてください。以上、中間管理権の設定につきまして、ご審議くださいますようお願いいたします。

議長 13ページ、連番1番から連番21番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。連番1番から連番21番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって、連番1番から連番21番までは許可といたします。14ページ、連番22番から連番42番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。それでは、連番22番から連番42番までにつきまして許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)
議長 挙手多数。よって、連番 22 番から連番 42 番までは、許可といたします。15 ページ、連番 43 番から連番 63 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありますか。

委員 なし。
議長 なしということであります。連番 43 番から連番 63 番までにつきまして、許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)
議長 挙手多数。よって、連番 43 番から連番 63 番までは、許可といたします。16 ページ、連番 64 番から連番 84 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありますか。

委員 なし。
議長 なしということであります。それでは、連番 64 番から連番 84 番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)
議長 挙手多数。よって、連番 64 番から連番 84 番までは許可といたします。17 ページ、連番 85 番から連番 105 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありますか。

委員 なし。
議長 なしということであります。それでは、連番 85 番から連番 105 番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)
議長 挙手多数。よって、連番 85 番から連番 105 番までは許可といたします。18 ページ、連番 106 番から連番 114 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありますか。

委員 なし。
議長 なしということであります。それでは、連番 106 番から連番 114 番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)
議長 挙手多数。よって、連番 106 番から連番 114 番までは許可といたします。連番 115 番から連番 118 番までは、〇〇委員の案件でありますので、〇〇委員の退室をお願いします。

(〇〇委員退室)

議長 連番 115 番から連番 118 番までについて、何かご質問はありますか。
委員 なし。
議長 なしということであります。それでは、連番 115 番から連番 118 番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)
議長 挙手多数。よって、連番 115 番から連番 118 番までは許可といたします。

(〇〇委員入室)

議長 19 ページ、農用地利用集積等促進計画(案)総括表 農地売買等事業における所有権移転についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 20 ページ、農用地利用集積等促進計画(案) 農地売買等事業における所有権移

転についてでございます。これは農地バンクによる売買です。3月27日のあっせん会において成立したものです。永吉字新堀〇〇〇〇 畑 4,439 m² 花木 売買価格 1,300,000 円、譲渡人 〇〇〇〇、売渡人 〇〇〇〇です。この事業につきましては、本年度から手続きが簡素化されまして、昨年までは10カ月程度かかっておりましたが、本年度から5～6カ月程度となります。主な簡素化は、売り手からバンクへの許可手続きがあり、その後にバンクから買い手への許可手続きと2回の審議が必要でしたが、今年から1回の審議でよくなり機関の短縮を図っております。以上、説明を終わります。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

- | | | |
|------|---|--|
| 議 | 長 | 審議番号1番について、何かご質問はありませんか。 |
| 委 | 員 | なし。 |
| 議 | 長 | なしということであります。それでは、審議番号1番について、許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。 |
| 委 | 員 | (挙手) |
| 議 | 長 | 挙手多数。よって、審議番号1番につきましては、許可といたします。最後のページになります。休会中の報告、あっせん関係でございます。事務局の説明をお願いします。 |
| 〇〇〇〇 | | 休会中の報告についてです。1番につきましては、6月16日にあっせん会を開催し、売買が成立いたしました。以上でございます。 |
| 議 | 長 | その他、何かご意見ご質問はございませんか。 |
| 委 | 員 | なし。 |
| 議 | 長 | よろしいですか。以上をもちまして、令和8年第6回大崎町農業委員会の定例総会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。 |

議 長

10 番委員

2 番委員